

最終提言の項目について

提言をまとめるにあたり、項目の順番や章立てについて、第一次提言の項目を基本とするか、あるいは別の観点から項目を整理するかについて、下記の3案をお示しします。

	案 1	案 2	案 3
項目分けについて	第一次提言の項目をベースにする	いじめ防止対策推進法の条項をもとに、項目を整理する	主体ごとに、項目を整理する
具体の項目について	<p>第 1 章 いじめの防止・早期発見・対応について</p> <p>第 1 節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>1 啓発・教育</p> <p>2 学校の体制強化等</p> <p>3 市長部局の専門機関が担う役割（※1）</p> <p>4 学校と地域との連携強化（※2）</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第 3 節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第 2 章 社会全体でいじめの防止に取り組むために</p> <p>第 1 節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり</p> <p>1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保</p> <p>2 各学校の主体性を引き出す取り組み等</p> <p>第 2 節 学校を取り巻く地域社会に関すること</p> <p>（※1）前回会議において、「市長部局の専門機関」の記載が分かりにくいとの指摘あり</p> <p>（※2）前回会議において、「学校と地域の連携強化」については、第 2 章に入れたほうがよりわかりやすいのではないかと指摘あり</p>	<p>第 1 章 いじめの防止・早期発見・対応について</p> <p>第 1 節 学校におけるいじめの防止に関すること</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見のための措置に関すること</p> <p>第 3 節 関係機関等との連携等に関すること</p> <p>第 4 節 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に関すること</p> <p>第 5 節 啓発活動に関すること</p> <p>第 6 節 いじめに対する措置に関すること</p> <p>第 2 章 社会全体でいじめの防止に取り組むために</p> <p>第 1 節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり</p> <p>1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保</p> <p>2 各学校の主体性を引き出す取り組み等</p> <p>第 2 節 学校を取り巻く地域社会に関すること</p>	<p>第 1 章 学校、教職員の取り組みについて</p> <p>第 1 節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第 3 節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第 2 章 教育委員会の取り組みについて</p> <p>第 1 節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第 3 節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第 3 章 市の取り組みについて</p> <p>第 1 節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第 3 節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第 4 章 社会全体の取り組みについて</p> <p>第 1 節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第 3 節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第 5 章 各主体間の連携について</p> <p>第 1 節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第 2 節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第 3 節 事案発生時の対応に関すること</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次提言との関連が分かりやすい ・ 学校現場を中心とした既存の取り組みをもとにした項目になっており、学校や教職員にとって理解しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の枠組みとの関連が分かりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体ごとに何をすべきかが分かりやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体ごとに何をすべきかが分かりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次提言との関連が分かりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次提言との関連が分かりにくい